平成２５年（再イ）第２８号
奈良市富雄北３丁目１番20号
再生債務者　ドゥーベルこと　松村　　仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日　　奈良地方裁判所
平成２５年（再イ）第４０号
埼玉県熊谷市上奈良930番地
再生債務者　浅見　泰亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２５年（再イ）第４４号
千葉県成田市囲護台１丁目６番地３　パステリブ成田206号
再生債務者　伊藤　忠幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日　千葉地方裁判所佐倉支部
平成２５年（再イ）第３２号
千葉県旭市見広1892番地３
再生債務者　嶋田　哲夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２５年（再イ）第１１号
長野県千曲市大字倉科403番地５
再生債務者　倉嶋　公義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日　長野地方裁判所上田支部
平成２５年（再イ）第１７８号
愛知県半田市宮本町１丁目９番地の１　セントラル宮本402号、従前の住所愛知県半田市北二ツ坂町２丁目12番地の12　チッタ北二ツ坂タウンハウス305号
再生債務者　森　　政明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（再イ）第３８号
三重県亀山市関ヶ丘521番地94
再生債務者　岩原電気こと　岩原　道広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日　　津地方裁判所再生係
平成２５年（再イ）第１１０号
大阪府高石市西取石３丁目３番10―409号
再生債務者　西村　雅弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月10日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
平成２５年（再イ）第５号
山口県岩国市平田１丁目27番20号
再生債務者　中附　正明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日　山口地方裁判所岩国支部
平成２５年（再イ）第１１２号
埼玉県志木市上宗岡１丁目15番10号
再生債務者　渡部　健彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２５年（再イ）第２８号
静岡県裾野市茶畑66番地の１
再生債務者　渡邊　輝実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２５年（再イ）第２７号
静岡県浜松市南区飯田町23番地の３
再生債務者　菅野　浩文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日
静岡地方裁判所浜松支部再生係
平成２５年（再イ）第６号
滋賀県近江八幡市八幡町48番地22
再生債務者　藤田　洋子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日　大津地方裁判所彦根支部
平成２５年（再イ）第６号
京都府亀岡市大井町並河２丁目９―32
再生債務者　関岡　繁紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日
京都地方裁判所園部支部再生係
平成２５年（再イ）第８号
宮城県柴田郡川崎町大字川内字東原145番地１
再生債務者　鈴木　　光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月12日
仙台地方裁判所大河原支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 66 号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成26年２月４日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 26 年２月 25 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1、承認番号　第K142号
2、名称　矢崎エナジーシステム株式会社
3、住所　東京都港区三田１丁目４番28号
4、特定計量器の種類　ガスメーター

型式適合認定に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第型 149 号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。
平成 26 年２月 25 日
一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　　仁
建築基準法施行令第136条の２の11第２号に掲げる建築物の部分(認定年月日：平成25年10月11日)
フジクリーン工業株式会社
型01Caf0a1014297　型01Caf0a1024298
型01Caf0a1034299　型01Caf0a1044300
型01Caf0a1054301
前澤化成工業株式会社
型01Cad0a0144302　型01Cad0a0184303